

奈良県広域水道企業団水質検査等の受託に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月27日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団企業管理規程第14号

奈良県広域水道企業団水質検査等の受託に関する規程の一部を改正する規程

奈良県広域水道企業団水質検査等の受託に関する規程（令和7年3月企業管理規程第38号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「全51項目」を「全52項目」に、「123,000円」を「136,000円」に、「74,000円」を「87,000円」に、「98,000円」を「111,000円」に、

「

水質基準項目	ホルムアルデヒド 陰イオン界面活性剤 非イオン界面活性剤 フェノール類
水質管理目標設定項目	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル) ジクロロアセトニトリル 抱水クロラール ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及び ペルフルオロオクタン酸 (PFOA)

」

を

「

水質基準項目	ホルムアルデヒド 陰イオン界面活性剤 非イオン界面活性剤 フェノール類 ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸) (別名PFOS) ) 及びペルフルオロオクタン酸 (別名PFOA)
水質管理目標設定項目	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル) ジクロロアセトニトリル 抱水クロラール

」

に改める。

別記様式中「51項目」を「52項目」に、「123,000」を「136,000」に、「39項目」を「40項目」に、「98,000」を「111,000」に、「49項目」を「50項目」に、「74,000」を「87,000」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。